

■緊急事態への対処体制の強化方策に対する専門委員からの意見について

(1)	専門委員からのご意見	現在の対応状況
情報収集体制について	国内の情報収集体制について (丸山座長) 平常時における情報収集で、国内情報の収集力が弱い。 国立医薬品食品衛生研究所では海外に力点が置かれているのであれば、食品安全委員会は国内の情報収集を充実させるべきでしょう。 その際、できれば学会誌のみでなく、商業誌等も視野に入れてほしいと思います。	平成18年度末までに食品安全総合情報システムの中に、「人材情報データベース」を構築することとしております。 これは、食品の安全性の確保に関するリスク評価等に関し知見を有する幅広い分野の研究内容・研究者の情報等を蓄積・整理し、迅速な検索が可能となる情報システムです。 厚生労働省、農林水産省、独立行政法人等の関係機関、食品の安全性等に関する学会、研究発表論文等から、過去10年間の食品のリスク評価等に関する研究実績を抽出し、当該研究者に関する情報をデータベース化する予定です。 登録情報としては、実施年度(開始年度、終了(予定)年度)、発表年月日、所管機関名(省庁名等)、学会名、発表書誌名、資金種別(競争的資金、プロジェクト研究、その他)、会計種別(一般会計等)、資金名、研究種別(基礎、応用等)、研究分野、研究細分野、実施機関・学部・学科、課題名、研究キーワード、主任研究者(複数者の氏名、所属、年齢、性別等)、分担研究者(複数者の氏名、所属)、研究成果の概要(2000字以内)、研究成果情報等の情報源URL、その他特記事項等を考えており、現在、調査委託業者との間で情報収集のための作業手順等について検討を行っております。 ※なお、このデータベースは個人情報情報を保有することになるため非公開としております。
	専門家リストの作成について (小泉委員、元井委員) ・専門家のネットワークを組織しておく必要がある。(特にマイナーな危害についても、どこにどんな専門家がいるのかを把握) ・情報収集対象としては広域的に、しかも公的機関ばかりに依存しない専門家の意見も収集するとともに、調査に専門的知識を生かした方法を講ずることも必要である。 ・いろいろな分野の研究者、学者の連絡先、研究分野のリストを作成(研究機関、大学の情報の他に個人についても情報を集積しておいた方がよいと思います。)	

(2)	専門委員からのご意見	現在の対応状況
情報の共有体制について	情報サイトのマッピング(リンク集やポータルサイトの作成)(山本委員) 様々な関連機関が、それぞれ非常に参考になる情報を出しているが、何処にどういう情報があるのかがわかりにくい。リンクやポータルサイトを利用して、リンク集やガイドを作ったりするのも重要だと思われる。	現在、食品安全総合情報システムの中に、「国の各機関が保有する食品安全に関するテーマごとの情報」のデータベースを構築しています。 これは、食品の安全性に関する重要案件(BSE等)のテーマ毎に、食品安全委員会、厚生労働省、農林水産省、環境省等の関係機関が保有する関係情報を情報保有機関毎に分類し、表示させるものとなっております。
(3) 情報提供体制について	提供される情報のランク付け(渡邊委員) 平時における情報提供については、情報の緊急性等をランク分けして提供することも必要ではないか。	情報へのアクセスは、テーマによる検索とキーワードによる検索が可能であり、表示される情報には、さらに関連する情報やポータルサイトへのハイパーリンク及びPDFファイル等による文書情報のダウンロード機能等が付加されております。 現在、以下の5つのテーマについて整理しており、今後も、逐次追加していく予定です。 牛海綿状脳症／特定保健用食品／遺伝子組み換え食品・飼料／大豆イソフラボン／アマメシバ

(3)	専門委員からのご意見	現在の対応状況
情報提供体制について	その他情報提供に関する事項について (元井委員、小泉委員、土屋委員、山本委員) ・食中毒要綱の8「情報提供及びリスクコミュニケーション」の(1)(関係府省の連名で通知等)(2)(相互に十分調整を図る)はもう一度検討する必要があるのではないか。実際にこういう事態が発生した場合には現場で相当の混乱があると思われるので、例えばすぐに原因がわかるような場合とか、長期化する場合とか、事案に対応した工夫をする余地があるのではないか。 ・緊急事態において正しい情報を提供しても、その方法によっては、逆に風評被害を招くおそれもある。 ・Q & A案(いろいろな事態に対応できるような想定問答)の準備の要否についてもご検討下さい。 ・情報の収集において、ローカル又はマイナーな危害情報ではあるが、被害が生じるおそれがあるものに関しては、広域的な視野での情報の収集が必要である。 ・「社会的反響…」の事案を食中毒の要綱及び指針と一本化する場合には、特に情報提供及びリスクコミュニケーションの在り方の項目の文章を再検討する必要があるかと思います。 ・原因不明もしくは原因が確定しない場合であっても、国民に対し早めに情報を提供し、注意喚起することは重要である。	訓練を行い、具体的に何が必要なのか、また現在の情報提供体制の課題など抽出し、必要に応じて専門調査会の中で検討していただきたいと考えております。 訓練については、現在訓練手法等について調査中ではありますが、その調査結果を踏まえて、今年度は緊急時対応マニュアルに基づいた訓練を行うことを予定しております。 また、食品安全委員会の情報提供が迅速に行えるよう、事前準備として、緊急事態を想定した広報文案の雛形(スリーピングウェブ)を作成しているところです。